

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

104

③

極秘
無期限
2部
2号

藤山、マッカーサー口頭了解の請求確認

50. 3. 1

安全保障課長

1. 2月28日(金)夜、在米大使館 Petree 参事官
は、安全保障課長と来訪し、先般 船切領回との

関係で行った本件確認要請に対する國務省
の回答を大要次(通)通報致した。状況

は、先方(國務省)の回答を説明した事
は、先方(國務省)の回答を説明した事

3月1日(金)の夜朝から夜半に所謂 積丹
残欠問題につき 衆議院平等委員会、審議が

行われ、本件について 説明を要する旨の
指示を受けた。

(1) 昭.43.4.25 付付文書について、國務省から、
大使館に日本側に 請求確認の権限を付

2

之を来訪の口頭、これと同文書の内容自便の同
題があることより、先般 船切領回

通航に關する日本側の請願を證明し、鑑于
今後の本件に關する事態につき日本側の意

を先方に承知し、先方(國務省)から、
(2) 船切領回の対象に關する、曖昧な事

は、先方(國務省)の回答を説明した事
は、先方(國務省)の回答を説明した事

方(國務省)の回答を説明した事
は、先方(國務省)の回答を説明した事

中に見取され、國務省に、先方(國務省)の
重大な懸念を述べた。

2. 先方(國務省)の理解に、先方(國務省)の
60 年の安全保障法に降付した事の説明は、

以の符節を合せ、并記統一見解等を出
す。又、在米側及び在日側との交渉に
ついて、

3. 在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

4. 3月1日(土)午後11時、Petree 氏に別
同副在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

敬請、

在米側及び在日側との交渉に
ついて、

官に於て連絡し、大任、御自筆の致し
判断に於て別添の答申を所望せらる。

封書内容

50.3.1. 1328 No.29返外

① 藤山マツカサー口頭了解はソレの封書確認
 藤山マツカサー口頭了解はソレの封書確認
 本例に確認を求めると、実態的には、本例
 かつ解し、いよいよミミラと異ならないが正式のモウとソレ
 確認要請であらう。内部手続に時間を要して下
 り、暫時猶予願へたいとのことありまう。
 二つ共、即理解を得たいと存じまう。

50.3.1. Patrice 封書内容

① 藤山マツカサー口頭了解はソレの封書確認
 藤山マツカサー口頭了解はソレの封書確認
 おりまう。おわの方より正式なオウとソレの確認要請
 を行なうに必要ありまう。内部手続的に時
 間を要している模様であります。暫時即
 猶予を得べく、二つ共、即理解得べく存じます。

核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年十二月二十七日

提出者 檜崎弥之助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

2

核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解に関する質問主意書

一 日米安保条約第六条の実施に関する交換公文中、「同軍隊の装備における重要な変更」について次の点に関する政府見解を明らかにされたい。

1 「装備の重要な変更」として事前協議の対象となる「同軍隊」とは、交換公文の文脈上、前段の「日本国へ配置 deployment された合衆国軍隊」に限られるのではないか。

米国政府もそのように解釈しているのではないか。

2 日本に配置された米国軍隊のほかに、もし領海、領空一時通過、あるいは一時寄港、着陸の米国艦船、軍用機までも含めて、その「装備の重要な変更」が事前協議の対象になるという解釈ならば、この交換公文に関する限り、文脈上その解釈の根拠はどの文言に求めるべきか。

また、もしそのような解釈をとつているとすれば、その解釈は米国政府と相互に確認合意済みか。合意済みならば、その合意形式、年月日、場所、合意確認責任者を明らかにされた
い。

四

二 四十九年十二月二十五日、参議院内閣委員会で示された核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解について次の点に関する政府の見解を明らかにされたい。

- 1 統一見解における「核のもちこみ」と日米安保条約第六条交換公文における「装備の重要な変更」とは完全に同意語か。
- 2 統一見解は「核のもちこみが行われる場合はすべて事前協議が行われる」としているが、この「核のもちこみ」は常時核装備艦船の領海内一時通過や一時寄港までも含むのか。
- 3 統一見解は「常時核装備を有する外国軍艦による我が領海の通航は、領海条約第十四条4にいう無害通航とは認めず」というが、同条約第十四条4では「通航は沿岸国の平和、秩序ま

たは安全を害しない限り無害とされる」となっており、日本のこのような一方的主張が例外として国際的に認められる保障があるのか。

- 4 統一見解は米国政府と相互に確認合意されているのか。
- 5 事前協議の解釈について米国政府と再調整する考えがあるか。
- 6 国際海洋法会議で、将来領海が拡大されたときにも、この統一見解は堅持適用されるのか。
- 7 統一見解では、外国軍艦にも適用されることになるが、常時核兵器装備艦の米艦船以外の外国艦船に対しては、具体的にどのような方法で我が領海通航を拒むのか。その外交的折衝の方法手段を明らかにされたい。

右質問する。

五

村中河野

別添
3

60.3.1 1328 No.29返り

の藤山マツカサ一三頭了解ハコシヨリ村中確認
 藤山マツカサ一三頭了解ハコシヨリ函館同ノ報ヨリ後
 本例に確法を求めるとミテ、実徳的ニ本例
 かり解しといふミテ、異ならぬハ正式ヨリモトメテ
 確法要清であるヲ、内部系統に時間と要し下
 リ、暫時猶予願ハたいとのことありまう。
 二ツ共、函館解を得たいと存じまう。

外務省

此年における藤山、マカーサー、ワグネルを代表しての藤山外
 大臣、米子代表としての当時のマカーサー大使でございます。この時
 の了解について米側に確認をいたしました。また対して、米側と
 いたしまして、実質的に米側が当時から了解しているところと異なる
 という返事がございました。ただ、口先からそのような正式の返事
 でお返しを米内部で確認をいたしましたために内部系統として
 分かるということになって、その内部系統に時間を経ております。
 次で御報告を申し上げます。今のところこの点で、この了解
 の物は実質的に米側の了解しているところと異なるという返事を
 からお返しを。

矢野 時間の考慮をしておりますので、結論に移りたいと思っております。今
 外大臣から、これは向口向の正式の了解という形に、これから移るだ
 ということになっておりますから、これはこれで結構だと思っております。ただ問題は
 この事前協議というお互いの了解がある、アメリカが事前協議に

相というお方はここでおしゃべりしているわけでは
 ありません。これは全く違います。さて、ここで、外
 大臣は確かな知識がない。だからアメリカに教えてもら
 わないと知らないのだという苦衷の程を説明に
 したわけでは、これは私にわかる気がいたします。これは
 どのようにならざるを得ないか、何らかの客観
 的データというものを日本政府が持っている限り
 というのは、いつまでも同じ話を議論に上る
 しょう可能性がある。そこで私は、お願いを申し上げ
 したわけであり、それに対してはもう事前協議の対象と
 して、これは事前協議に関する約束をアメリカが
 守ることは、あたりまえであって、安保条約上の義務である
 アメリカが、この義務に違反するお方は、あり得ないのだと
 いう、全くアメリカを信ずるという立場で、了解を述べたい

なっているわけであり。しかしわが党の鈴木議員が
横地留の質問の時に、お尋ねをいたしました件、これは

宮沢さんの約束を以下述べております。つまり核持込み
は事前協定の対象になるというこの日本政府の認識

これは果して客観的なものであり得るのかどうかという
ことを鈴木議員は、お尋ねの趣意を伺っております。なぜか

ならば、安保条約第6条の実施に関する交換公文では
装備に於ける重要な変更、これは事前協定の対象に

なり、これは明確に書かれてあるわけであり、けれども
この装備に於ける重要な変更が検査器の持込みを

意味するかどうかは、藤山さんとマッカーサー大使の口頭
了解に基づいて、こうなっております。外務省からこちらを

してある資料によれば、これはお尋ねでも日本政府は
次のような場合に、日米安保条約の事前協定が

行われるかと了解しておるという表現になっておりました。
日米両政府と申すに当たらないわけでありませう。そこで

これは、口頭了解に於てあるいは日本の一方的な希
望的観測にすぎないのやないかという疑いから

こういう問題に於て申すと、抱かざるを得ないわけであ
る。政府は信守するということでも、我々はその核を持

込まれているやないかという具体的な証拠がある。
ラ・ロウさんもこう言っております。シドニーの船員組合

もこう言っております。日米の常識的な核持込みがな
らば、これは政府は事前協定があるからその

事前協定の相談に、これはかかっているから、そんなはずは
ない。こうお尋ねのわけでありませうから、預力は、ある

いは、こんなものは事前協定にかける必要はない。
こう思っているのではございませんか、三つは思いたく存じ

手紙や 二水が日本政府の一方的な了解という
形に 少くともこの文章の上ではなっている。それで

鈴木君に対しては、二水が両国の正式な了解で
あることを何らかの形で明らかにしたいと思つた

という約束をされたわけであつたか。この裏面から
外務大臣 何かでござんしょうか。

大臣 裏面については、鈴木委員からその旨を
お話を ござんしたので。再度、昭和

十三 米軍艦の領海通航と事前協議について

(昭四九・一二・二五 参・内閣委における外務大臣発言)

一般国際法上の外国軍艦の無害通航の問題に関して政府が昭和四
十三年領海条約加入の際明らかにした立場、すなわちポラリス潜水
艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦による我が領海の通航
は、領海条約第十四条4にいう無害通航とは認めず、したがって、
原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場には変更はな
い。

日米安保条約の下において、米軍艦は、一般的には同条約及び
関係取極の規定に従って自由に我が領海通航を行うことを認められ
ているところ、核の持込みが行われる場合はすべて事前協議が行わ
れることとなる。

海を通航するに当たつては無害通航を認められず、したがって我が国
の通過許可を求めるべきものと考えられるところ、その場合、我が国
としてはかかる軍艦の領海通航を拒否することとなる。